第7回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年7月3日(月) 開会 午前9時00分 閉会 午前10時00分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	П Н	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	0	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	0	2 3	平林	博 文	0
4	西山	哲	0	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米岡	省子	0	1 6	山口	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節朗	0	1 8	福田	義晴	欠				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

議事録署名者	5番	内海	敏光	
				_
	00 1	<i>=</i> -	H V/ . HP	
	2 0 番	7件	忠次郎	

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者 なし

7. 付議事項

議案	第30号	農地法第5条の申請について (4件)
議案	第31号	農地法第4条及び第5条の申請について (1件)
議案	第32号	農地法第4条の申請について (4件)
議案	第33号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について (1件)
議案	第34号	農地法第3条の申請について (11件)
		農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について
議案	第35号	(利用権設定 通年19件)
		(農地中間管理事業 2件)
議案	第36号	農用地利用配分計画の承認について (2件)
** d*	Mr o 7 I	平成29年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か
議案	第37号	の判断について (6件)

8. 報告事項

報告	第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告	第13号	農地の形質変更届出について	(3件)
報告	第14号	非農地証明願について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。	
議長	それでは、ただいまより第7回農業委員会会議を開会します。	o o
	本日の欠席者は1名で、18番福田委員が欠席となっており)ま
	す。	
	次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。	
	今回は5番 内海 敏光 委員、20番 橋口 忠次郎 委員	€で
	す。	
	事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。	
	本日の議案数は、8つです。	
	議案第30号 農地法第5条の申請について 4	件
	議案第31号 農地法第4条及び第5条の申請について 1	件
	議案第32号 農地法第4条の申請について 4	件
	議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につ	٧١
	7	件
	議案第34号 農地法第3条の申請について 11	件
	議案第35号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進	生事
	業]について 利用権設定 通年 19	件
	農地中間管理事業 2位	件
	議案第36号 農用地利用配分計画の承認について 2	件
	議案第37号 平成29年度第2回農地法第2条第1項の	「農
	地」に該当するか否かの判断について 6	件
	また、報告事項は、3つです。	
	報告第12号 農地法第18条第6項通知の受理について	
	1	件

議長	報告第13号 農地の形質変更届出について 3件
	報告第14号 非農地証明願について 1件
	となっております。
議長	それでは、議事に入ります。
	 議案第30号 農地法第5条の申請について事務局から説明を
	お願いします。
事務局	議案第30号 農地法第5条の申請4件について御説明します。
	議案の1ページ、26番になります。
	図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図
	が3ページ、断面図が4ページになります。
	中建地区 市山伊町長浜地区 不 十
	申請地は、東山代町長浜地区です。
	譲受人が、資材置場を建設するための申請です。
	 農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの
	(ア) の a の (b) の i、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発
	着場から概ね300メートル以内に該当します。
	許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し
	得るに該当します。
	続きまして、議案の1ページ、27番になります。
	図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図
	が7ページになります。
	申請地は、二里町金武地区です。

事務局

譲受人が、自社用焼却炉を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、28番になります。

図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページになります。

申請地は、大川内町市村地区です。

譲受人が、自宅への進入路を拡張するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、29番になります。

図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計

事務局	画図が13ページになります。
	申請地は、波多津町内野地区です。
	譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。
	農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し
	ます。
	議案第30号 農地法第5条の申請については、以上4件です。
議長	それでは、農地法第5条26番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	5月18日に○○○○さんが資材置き場を作りたいからとみえ
	られました。場所は、国道204号線を山代方面に向かって東山
	代駅前の信号から入って、JA東山代支所より100m程行った
	ところになります。区長、生産組合長さんのサインもあり、私も
	問題ないと思いサインしました。よろしくご審議ください。
議長	26番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所は、腰岳林道沿いで。修道院に上るちょっと先。〇〇〇〇さ
	んが焼却炉を作りたいということで。一週間に一回くらいしか燃

担当委員	やさない。ということです。焼却炉は県の認可を得たものを建て
	るということで。べつに問題無いということでした。審議の方よ
	ろしくお願いします。
議長	27番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	○○○○さんがみえられまして、道路の進入路が狭いので拡幅し
	たいということで、みえられました。この〇〇〇〇さんと〇〇〇
	○さんは、お父さん同士が兄弟で、その先に家を造っておられま
	す。そこがどうしても昔の道でございまして、今は車が大きいか
	ら、ということで、一部拓きたいということで。○○○○さんの
	土地を相談されまして、こられました。生産組合長、区長の印鑑
	もございましたので、私も承諾印を押したところでございます。
	御審議ください。
議長	28番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	場所はですね、12ページにありますように。波多津の内野集落
	を通って畑川内に通る途中にあります。右手の方に地主の溜池が
	ありますが。ここで太陽光パネルの設備をするということで、ほ
	とんど山林です。区長さんが6月3日にみえられまして、一部農
	地がありますので、ここも含めてるということでお願いがありま
	した。工事の方は福岡の〇〇〇〇〇という方で、あちこち手が
	げておられるようでございますので、私も押印をしております。
	特に問題はないと思いますのでよろしくお願いしたいと思いま
	す。

議長

29番について、御意見、御質問はございませんか。

<なし>

無いようですので、議案第30号 農地法第5条の申請4件について承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第31号 農地法第4条及び第5条の申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第31号 農地法第4条及び第5条の申請1件について御 説明します。

議案の2ページ、1番になります。

図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページ、平面図が17ページになります。

申請地は、二里町西八谷搦地区です。

申請人及び譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の工の(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

議案第31号 農地法第4条及び第5条の申請については、以上 1件です。

_	
議長	それでは、農地法第4条及び第5条の申請1番について担当委員
	から説明をお願いします。
担当委員	○○○○さんがアパートを建てるということで、業者の○○○○
	さんがおみえになりました。区長さん、生産組合長さんの印があ
	りまして。この土地はもう放置状態のような感じでありまして、
	私も押しました。御審議の程よろしくお願い致します。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第31号 農地法第4条及び第5条の申
	請1件について承認をいただきましたので、許可相当として意見
	を付して県へ進達します。
	続きまして、議案第32号 農地法第4条の申請について、事務
	局より説明をお願いします。
事務局	議案第32号 農地法第4条の申請4件について御説明します。
	議案の3ページ、8番になります。
	図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計
	画図が20ページ、平面図が21ページになります。
	申請地は、東山代町脇野地区です。
	申請人が、一般住宅を建設するための申請です。
	農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの
	(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した

事務局

が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、9番になります。

図面は、案内図が22ページ、字図が23ページになります。

申請地は、大川町井手口地区です。

申請人が植林するための申請です。

既に植林したことについて、始末書が添付されております。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、10番になります。

図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、土地利用計画図が26ページ、断面図が27ページになります。

申請地は、東山代町長浜地区です。

申請人が太陽光発電設備を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの

事務局	(ア)のaの(b)のⅰ、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発
4,404714	着場から概ね300メートル以内に該当します。
	許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し
	得るに該当します。
	続きまして、議案の3ページ、11番になります。
	図面は、案内図が28ページ、字図が29ページ、土地利用計画
	図が30ページになります。
	申請地は、大坪町屋敷野地区です。
	申請人が太陽光発電設備を建設するための申請です。
	農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの
	(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した
	が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し
	ます。
	議案第32号 農地法第4条の申請については、以上4件です。
議長	それでは、農地法第4条8番について担当委員から説明をお願い
	します。
担当委員	5月19日に〇〇〇〇〇さん、お父さんですね。息子さんが家
	を作りたいからと言って連絡があり、現地を見てきました。ここ
	はですね、昔、果樹園にされていたところで、今はもう切ってし
	まって荒れた状態になっておりました。現地は、伊万里青果市場

担当委員	から、大久保方面に通じる農免道路を通りますが、脇野の最初の
	上り詰めたところの二叉路を右に300M程行ったところの右
	側になります。周りもそんな障害となるようなものもなかったで
	すし、区長さん生産組合長さんの印鑑もありましたので、私もサ
	インしました。よろしく御審議下さい。
議長	8番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、9番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	案内図が22ページになっております。ここはですね、井手口川
	ダムが真正面にあって、下には用水場があります。その横に、ダ
	ムに向かって左側の方に、元は梨を作っておられましたが、本人
	がですね、もう歳になったということで、梨を伐採されまして、
	クヌギを植栽をされております。生産組合長、区長さんの捺印が
	ありましたので、私も捺印をさせていただきました。ここはです
	ね、もう山などがありますので、問題ないと思っております。御
	審議よろしくお願い致します。
議長	9番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	6月3日だったと思うんですけど。太陽光をされるのは武雄の方
	なんですけど。福岡の方から○○○○○さんが見えてですね、
	許可をくださいということで来られたんです。場所は、さっき言
	った東山代支所から100m程行ったその、○○○○さんのすぐ
	前になります。反対側の方になるところです。3日にみえて、い
	ろいろ図面を見て生産組合長さんから、ここあんなしたがいい、
	こんなしてくださいとかいろいろあってですね、長くなって、で、
	14日ですかね、判をもらいに来られました。いろいろ要件も聞

担当委員	いてあってサインもしてありましたので、私もサインしました。
	よろしくお願いします。
議長	10番について、御意見、御質問はございませんか。
5番委員	ちょっと参考までにですね、太陽光がかなり出てるみたいですけ
	ども。今の売電単価というものをわかれば教えてほしい。わから
	なかったらいいです。
事務局	九州管内は1 k w h あたり30円はいかないらしいです。今年度
	ですね。去年より3円下がっているみたいです。
議長	他にございませんか。
	<なし>
	続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	水田に太陽光パネルを設計するということで。私の方には代理人
	さんが来られたのですけども。〇〇〇〇さんは農地の耕作はして
	おられるけれども、作ってないところは全部、太陽光パネルをず
	っとはめていっておられる。もうこれで4か所目と思うのですけ
	ど。それで、現地が耕作放棄地寸前のように草がはえている田ん
	ぼで、農地パトロールの時に耕作放棄地になるのではないかと話
	していましたが、木とか竹は生えてなかったので。そこを拓いて
	今度は太陽光パネルを設置するということで。生産組合長、区長
	の判子がありましたので私も承諾しました。以上です。
議長	11番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第32号 農地法第4条の申請4件につ
	いて承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県
	へ進達します。
	続きまして、議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認

議長	申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件に
	ついて御説明します。
	議案の4ページ、1番になります。
	図面は、案内図が31ページ、字図が32ページ、土地利用計
	画図が33ページになります。
	申請地は、大川内町市村地区です。
	申請人が、駐車場の建設をするための申請です。
	 事業計画変更の経緯としましては、当初計画者が平成3年に農業
	用倉庫建設の計画によって5条許可を受けられておりましたが、
	農業の経営規模縮小により事業を遂行できなかったとのことで
	した。現在、自家用車の保有台数が増え、駐車スペース、転回場
	の確保が必要となったため、今回、事業継承者が駐車場として、
	事業計画変更申請を提出されています。
	農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの
	(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した
	が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し
	ます。
	議案第33号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につい
	ては、以上1件です。

議長	それでは、農地転用許可後の事業計画変更承認申請1番について
	担当委員から説明をお願いします。
担当委員	○○○○さん、以前は○○○○さんが申請を出しておられました
	が、亡くなられまして○○さんの申請になります。初めは、家の
	前になりますが。そこに倉庫を建てたいというようなことでござ
	いましたが、現在は、今説明がありましたように、農業を辞めた
	状態でございますので。とにかく家族の駐車場が狭いというよう
	なことですね、一応そこを変更してお願いをしたいということで
	みえられましたので、御審議下さい。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第33号 農地転用許可後の事業計画変
	更承認申請1件について承認をいただきましたので、許可相当と
	して意見を付して県へ進達します。
	続きまして、議案第34号 農地法第3条の申請について、事務
	局より説明をお願いします。
事務局	議案第34号農地法第3条の申請11件について説明します。
	議案は5ページから10ページになります。
	42番から52番まで申請事由や経営状況等を掲げております。
	全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利
	用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件
	を満たしております。
	農地法第3条の申請についての説明は以上です。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 については一括審議となっておりますので、議案の5ページから 10ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙 手をお願いします。

<なし>

無いようですので、議案第34号農地法第3条の申請11件については許可相当とします。

続きまして、議案第35号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第35号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年19件について、御説明します。議案の 11~12ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧 ください。

今回は借受人が14名、貸付人が19名で、面積は、田が48,343㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を $13\sim22$ ページに掲げております。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 通年については以上19件です。

議長

議案第35号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年19件について、御意見、御質問はございま せんか。

<なし>

無いようですので、議案第35号農用地利用集積計画[農業経営

議長	基盤強化促進事業]の利用権設定の通年19件については、申出
	のとおりに決定します。
	続きまして、議案第35号農用地利用集積計画[農業経営基盤強
	化促進事業]の農地中間管理事業について事務局からお願いしま
	す。
事務局	議案第35号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]
	の農地中間管理事業2件について御説明いたします。
	議案は23ページになります。
	農用地利用集積計画書を24ページに掲げております。
	これにつきましては次の議案にも出てきますが、利用権設定分と
	なります。貸付人が2名、貸付面積が畑の4662㎡、農地中間
	管理機構農業公社への農地を貸し出されるものです。農地中間管
	理事業分については以上2件となっております。
議長	議案第35号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]
	農地中間管理事業2件について、御意見、御質問はございませんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第35号農用地利用集積計画[農業経営
	基盤強化促進事業]の農地中間管理事業については申出のとおり
	決定いたします。
	続きまして、議案第36号農用地利用配分計画の承認について事
+ 3/r II	務局から説明をお願いします。
事務局	議案第36号農用地利用配分計画の承認について御説明いたし
	ます。
	議案は25ページ、26ページになります。

事務局

先程議案第35号でお話しましたがこの分を公社から借り入れる案件となっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定によりまして、農用地利用配分計画の作成については同第19条第3項の規定により伊万里市長から意見を求められておりますのでこの案を提出しております。26ページに明細書を掲げておりますが、公社から借受人2人に、畑4662㎡を転借する形での農用地利用配分計画となっております。以上です。

議長

議案第36号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質 間はございませんか。

<なし>

無いようですので、議案第36号農用地利用配分計画の承認を戴きました。

続きまして、議案第37号 平成29年度第2回農地法第2条第 1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第37号平成29年度第2回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について、説明をします。

こちらの議案につきましては、いわゆる非農地判断の議案でございまして。議案の27ページの6筆につきましては、それぞれの所有者さんから、昨年度、自分の土地は非農地の状態にあるので、農業委員会による非農地の判断を行ってほしいという意向を窓口の方で受け付けております。本来なら先月の6月の委員会の方にはかりまして一緒に出すべきだったんですけど、私の方でそちらの方を入れ忘れておりまして、1か月遅れでありますが、議案に上げさせていただいております。全て昨年度の利用状況調査で

事務局	現地を確認して、それぞれの担当委員さんに非農地であるところ
	の確認をしていただいたところでございます。
	議案第37号の説明につきましては以上です。
議長	議案第37号 平成29年度第2回農地法第2条第1項の「農
	地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はありま
	せんか。
	<なし>
	無いようですので、議案第37号 平成29年度第2回農地法第
	2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、議案
	のとおり決定し、非農地通知を発出します。
	議案についての審議は以上となりますので、続きまして、報告事
	項に移ります。
	報告第12号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務
	局から報告をお願いします。
事務局	報告第12号農地法第18条第6項通知の受理1件について御
	説明します。
	議案は28ページを御覧ください。
	22番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
	植林への転用のための解約であり、今回、4条申請を上程してい
	ます。
-34 F:	報告第12号については以上1件です。
議長	報告第12号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御
	質問はございませんか。

議長	<なし>
	続きまして、報告第13号農地の形質変更届3件について、事務
	局から報告をお願いします。
事務局	報告第13号農地の形質変更届出3件について説明します。
	議案の29ページ、30ページの6番になります。
	図面は、案内図が34ページ、字図が35ページ、土地利用計画
	図が36ページ、断面図が37ページから41ページになります。
	申請地は木須町と脇田町の馬伏地区です。
	現在、この申請地の水田は、降雨の度に浸水し水はけも悪く、水
	稲の収穫も不良であるため、嵩上げして畑として利用するための 届出です。
	続きまして、議案の30ページの7番、8番になります。 図面は、案内図が42ページ、字図が43ページ、土地利用計画
	図が 44 ページ、断面図が 45 ページ、 46 ページになります。
	申請地は大川町井手口地区です。
	公共工事の残土を利用し、嵩上げして畑として利用するための届
	出です。
	報告第13号については以上3件です。
議長	それでは、6番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	5月17日に代表の○○○さんが私の方にお見えになりまして、
	市民センターから約500m位先の伊万里小学校の左側ですね、
	その谷場になりますけれども。㎡数で言って2町6反から2町7
	反くらいになりますけれども。今、大坪木須線の開発がなされて

担当委員	おりますけれども、それよりちょっと右側ということになりま
	す。こちらの方がみなさんの44名の方の同意がとれておりまし
	て、それから承諾書ということで木須東それから馬臥、それから
	○○○生産組合長ですね。上記の水田を嵩上げして畑として使用
	されることについて区として異議がないので、本承諾書を一冊入
	れ替えますということでいただいております。それから市の開発
	公社とかそういうものもありまして、私の方からは、いろいろそ
	ういうような書類も出ておりましたので、何もいう事はないかな
	と思っております。こちらの工事も○○○○さんの方で嵩上工事
	をされるということで一筆とられております。以上です。よろし
	くお願いします。
議長	6番について、御質問はございませんか。
担当委員	すいません、申し遅れましたけれども、隣接者の方の印鑑も取れ
	ております。隣接の宅地ということで2名の方から、○○さん○
	○さんですかね、それから隣接の農地ですね、それはもう○○○
	○さんの方からも承諾を取れておりますのでよろしくお願いし
	ます。
議長	他に質問はございませんか。
	<なし>
	続きまして、7番と8番について、担当委員から説明をお願いし
	ます。
担当委員	案内図が42ページになっております。ここは長野地区の溜池に
	ございます。この溜池を工事をされたということで。ちょうど溜
	池の上に井手口部落の水田がございまして。道より約2Mくらい
	低い関係で、減反ばかりされおりました。長野部落よりですね、
	この水田に工事の残土、また浚渫したその泥をですねここに置か

担当委員

せてもらって、畑として利用したいということでございましたので。私も現場を見に行きますと、その道下でございますので、それを2mと1m80cm上げるということでございますが、やっと道なりになったということでございますので。また隣接者の印鑑も貰っておられました。そこで私もですね、見ていったら、道より低くかったので上げればですね、道なりになる、これは畑になるんじゃなかろうかと思ってですね、捺印を致しました。御審議をよろしくお願いします。

議長

7番、8番について、御質問はございませんか。

くなし>

続きまして、報告第14号非農地証明願い1件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第14号非農地証明願い1件について御説明します。

議案の31ページ、1番になります。

図面は、案内図が47ページ、字図が48ページ、土地利用計画図が49ページ、50ページ、立面図、平面図が51ページになります。

申請地は波多津町筒井地区です。

申請地には、昭和53年6月頃、申請人の亡祖父である〇〇〇氏がブロイラー業を開業するために、鶏舎を建築されています。非農地化後、20年以上経過していることが確認できる資料として、昭和53年当時の建築確認、および固定資産税の課税台帳から昭和53年新築との確認ができました。また現地調査においても、現況宅地であり非農地であることの確認を行いました。

報告第14号については以上1件です。

議長	報告第14号非農地証明願い1件について御質問はございませ
	んか。
	<なし>
	無いようですので、これで報告事項を終了します。
	これで、第7回の農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>